



2022年5月25日

各 位

会 社 名 丸 八 証 券 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鈴 木 卓 也
(コード：8700 東証スタンダード)
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 マ ネ ジ メ ン ト 本 部 長
津 坂 聡
(TEL. 052-307-0850)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月23日開催予定の第80期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- ①「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり条文を新設するものであります。
 - (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - (3) 上記条文の新設に伴い、現行定款第14条以下を1条ずつ条数を繰り下げるものであります。
 - (4) 本議案に基づく定款変更の効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- ②取締役会の柔軟な運営を可能とすることならびに意思決定の客観性および透明性の向上を図ることを目的として、取締役会の議長および招集権者を業務執行から独立した社外取締役においても務めることができるよう、現行定款22条(取締役会の招集権者および議長)について、必要な変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 〱 (省 略) 第13条 〱 (新 設)</p>	<p>第1条 〱 (現行どおり) 第13条 (電子提供措置等) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、 <u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第14条 〱 (省 略) 第21条 (取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u> 2. <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>第15条 〱 (現行どおり) 第22条 (取締役会の議長および招集権者) 第23条 取締役会は、<u>取締役の中から、取締役会議長1名を選定する。ただし、取締役会議長に事故あるときは、予め取締役会の定めた順序にしたがい、他の取締役が議長となる。</u> 2. <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会議長が招集する。ただし、取締役会議長に事故あるときは、予め取締役会の定めた順序にしたがい、他の取締役が招集する。</u></p>
<p>第23条 〱 (省 略) 第40条 (附則) 第1条</p>	<p>第24条 〱 (現行どおり) 第41条 (附則) 第1条</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="188 208 539 280">く 第2条 (省 略)</p> <p data-bbox="435 327 539 360">(新 設)</p> <p data-bbox="256 1084 692 1120">(改正年月日) <u>平成 30 年 6 月 27 日</u></p>	<p data-bbox="772 208 1150 280">く 第2条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="772 327 1332 680"> <u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> <u>第3条 定款第14条の新設およびこれに伴う条数の繰り下げは、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> </p> <p data-bbox="772 725 1332 882"> <u>第4条 前条の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日に開催される株主総会に係る招集手続きはなお従前の例による。</u> </p> <p data-bbox="772 927 1332 1039"> <u>第5条 前2条および本条は、施行日から6か月を経過した後にこれを削除する。</u> </p> <p data-bbox="858 1084 1262 1120">(改正年月日) <u>2022年6月23日</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2022年6月23日
定款変更の効力発生日（予定）	2022年6月23日

以 上